

# 大分県報

平成二十八年  
号外（四七）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正……………一

### ○人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十四号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般財団法人大分県職員互助会」を

「一般財団法人大分県職員互助会

一般財団法人ダム技術センター」に、「公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所」

を「公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所」に改め、同表の特別の法律により設立

された法人の項中「大分県学校生活協同組合」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。